

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

(1) 計画期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日

(2) 内 容

目標：妊娠中及び出産後の女性職員の母性健康管理についてのパンフレットを作成して職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成27年4月～ 職員の具体的なニーズを調査、母性健康管理についての情報収集
- 平成27年7月～ 制度に関するパンフレットを作成し職員に配布

目標：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 平成27年4月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成28年4月～ 相談窓口の設置について職員への周知

目標：育児休業をした職員を対象とする教育訓練制度を平成28年10月までに導入する。

<対策>

- 平成27年4月～ 職員の具体的なニーズを調査、制度の検討開始

目標：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、研修を行う。

<対策>

- 平成27年4月～ 職員へのアンケート調査による実態把握
- 平成28年1月～ 研修内容の検討
- 平成28年度 研修の実施

目標：出産や育児等を理由とした退職者を再雇用する制度を平成28年度中に導入する。

<対策>

- 平成27年4月～ 職員の具体的なニーズ等を調査、制度の検討開始